

和地ひとみレポート No.263

平成 29 年第 4 回市議会定例会

新たな条例制定・厚生文教委員会発議の意見書も可決

■“東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例”を制定

…12月19日に閉会した平成29年第4回市議会定例会では「東大和市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例」が審議され、可決、制定されました。

…H27年4月に国は都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし「都市農業振興基本法」を制定。同法9条の規定に基づき、政府が作成した「都市農業振興基本計画」では、都市農業の多様な機能を再評価し、都市にある農地は『宅地化すべきもの』から『都市にあるべきもの』へと、その位置づけが大きく転換されました。

…都市農地を保全する必要性が高まったことにより、H29年6月には「生産緑地法」が改正され、今まで一律500㎡以上とされていた生産緑地の面積要件を、各自治体が、地域の実情に応じて300㎡まで条例で緩和することが可能に。東大和市でも、身近な都市農地を生産緑地地区として保全するため、今回の条例で生産緑地の指定を受ける面積要件を300㎡と決めました。

■大切な農地を保全するために

…生産緑地とは都市における良好な生活環境の保全や都市災害の防止などを目的として、市街化地域内の農地を対象に指定される地区のこと。この地区指定を受けた場合、農地所有者には営農義務が生じたり、農地以外としての転用・転売はできないなどの制限がかかりますが、固定資産税の免税措置や相続税の納税猶予の特例（ただし自身が耕作していない場合は除く）などが設けられています。また、指定された生産緑地には、生産緑地であることを示す標識が設置されているため、目にされたことがある方も多いと思います。

…生産緑地の指定解除については『生産緑地の指定後30年経過』『土地所有者または主たる従事者の疾病・障害等により農業等の継続が困難な場合』『土地所有者の死亡により相続した者が農業等を営まない場合』のみ、所有者は市の農業委員会に買取申し出を提出。市が買取せず、買取希望照会・農業経営者への買取凱旋をしても生産緑地として買取する者がいない場合には生産緑地の指定が解除されることとなっています。また、指定解除後に当該土地は再び生産緑地の指定を受けることはできません。

…今回の条例制定により、指定のための面積要件が300㎡まで緩和されたことにより、より生産緑地の指定がしやすくなるだけでなく、例えば、2つの（2人の）農地を合算して500㎡以上で指定を受けていたにも関わらず、一方の方が上記の理由で指定を解除した場合、以前は残された農地が500㎡の要件を満たさず、指定できなくなるといったこともありました。今後は300㎡を満たしていれば、引き続き生産緑地の指定を

受けることができるなど、都市農地の保全に対し、この条例制定の効果が発揮されることが期待できます。

…市民の意識調査などでは、東大和市の良い点として、東京都でありながら、身近に緑が多くあること、農業に触れ合えることを挙げている方が多くいます。また、現在は多くの農地が災害時協力農地※として登録されており、農地の重要性は高まっています。

※災害時協力農地※所有者のご好意により非常災害時に一時的に避難場所として利用できる農地

…生産緑地に関し、世の中では「2022年問題」として語られることがあります。これは、生産緑地法が初めて適用されたのが1992年度であり、かつ現存する生産緑地の多くは初年度に指定を受けているため、30年が経過する2022年に営農義務が外れるため、多くの都市農地が宅地化されるのではないかという問題です。営農を続けることは大変なことも多いと思いますが、今回の条例制定が、東大和市の農地の保全、環境の保全、また2022年問題が東大和市に発生しないことの一助になればと期待しています。

■厚生文教委員会発議の意見書が可決

…また、今回の議会定例会では、当市議会から国に対して提出する「骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書」について私が委員長を務める厚生文教委員会から発議しました。

…厚生文教委員会では、9月の市議会定例会に提出された「骨髄移植ドナー支援制度策定に関する陳情」を審議した際、骨髄移植ドナーの方が、検査や入院などで病院に向くなどして仕事を休業した場合、何の保障もない現状を問題として認識。各自治体で独自に休業補償などを条例で定めているところもあるので、東大和市でも前向きに検討すべきと委員会では意見が一致しましたが、このような取り組みは国全体で制度化すべきとの意見もあり、国に対しての意見書を提出すべきだと委員会決定しました。

…このことを受け、厚生文教委員会では、意見書を作成し、市議会本会議に発議。全会一致で可決され、東大和市議会として、この意見書をH29年12月20日に内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣宛に送付しました。

【意見書で早期実現を求めた内容】

・事業者向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取り組みを促進するための方策を講ずるとともに、ドナー休暇を制度化すること。

・ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打ち合わせ等のために休業する場合の補償制度を創設すること。



有料化された駅周辺の駐輪場の問題…

運営事業者や鉄道事業者との協議が進展



…東大和市では、平成 29 年 8 月から平成 29 年 11 月にかけて、各駅周辺の市で管理している無料の自転車等駐車を順次有料化し、一部の自転車等駐車を閉鎖しました。これは平成 26 年 3 月に策定された『東大和市自転車等の駐車対策に関する総合計画』（平成 26 年度～平成 35 年度）により実施されたことで、自転車等駐車の適正な管理と自転車等の放置防止を図ることを主な目的としています。駅周辺の自転車等駐車場（以下、駐輪場とする）については、多くの他自治体で有料化が進められていることもあり、有料化については市民の皆様からの一定の理解は得られているようでしたが、実際に有料化がスタートした後は「予想を超えた定期利用希望者」への対応など、様々な問題が発生し、混乱が生じていました。

…市は今回の有料化に伴い、駐車場の管理運営を鉄道会社や運営会社に委託したため、発生した混乱に対して、市独自で決定、解決することもできず、これら業者との協議を有料化スタート直後から行い、昨年末に問題解決に対し、一定の進展を得ることができました。有料化をスタートする前、市は市民意識調査や利用者の調査なども実施していましたが、実際にスタートした後は、それら調査の結果とは違う現実があったことは事実です。何事もスタートしてみないと分からないことはあると思いますが、問題が発生した場合は、その後の対応のスピード感が重要です。今後も、駐輪場の状況が安定するまでは、きちんと状況を把握して、新たな混乱が起こらないよう、市と業者との連携を密にしてほしいと思います。

【各駅の協議内容の結果】

◆武蔵大和駅周辺：一時利用の料金の見直しと定期利用の台数を割増

一時利用の「西武スマイルパーク武蔵大和駅前駐輪場」は、鉄道事業者との協議により、H29 年 12 月 26 日から、「24 時間 ¥100」（変更前は 12 時間 ¥100）と変更する。市としては、鉄道事業者に当該駐輪場の一部を定期利用するように協議していたが、すでに一時利用のために一定の設備投資をしているから困難との回答があり、その代替措置として一時利用料金の見直しを実施。また、他 2 か所の公共自転車等駐車場の定期利用箇所について、H29 年 12 月 27 日から定員以上の割増分（約 60 台）について空き待ち者との契約手続きを実施。

◆東大和市駅周辺：新たに 150 台分の定期利用を開設

鉄道事業者との協議により「西武スマイルパーク BIGBOX 東大和駐輪場」西側の自動車駐車場 1 階部分に、150 台分の定期利用箇所を増設し、H30 年 1 月 26 日から「西武スマイルパーク BIGBOX 東大和第 2 駐輪場」として運営を開始する予定。利用者へのお知らせは、各自転車等駐車場への掲示とし、申し込みは H30 年 1 月 22 日からインターネット申込、電話受付などを行うとのこと。

◆上北台駅周辺：新たな駐輪場の開設と既存の駐輪場の増設。定期利用の台数も割増

H30 年 1 月上旬より、収容台数増設の整備を実施。新青梅街道沿いの「上北台第 4 公共自転車等駐車場」を新設（202 台、3 月上旬に完了予定）。また、「上北台第 6 公共自転車等駐車場」の収用台数を増設（40 台）、1 月下旬に完了予定。「上北台第 4 公共自転車等駐車場」への定期利用は、すでに H29 年 12 月 21 日から空き待ち者に対し、整備台数の半数（約 100 人分）を先行して、順次契約の手続きを行い、H30 年 1 月 11 日から整備を行いながら利用していただく予定。他の公共自転車等駐車場については、施設の利用状況を見ながら定員以上の割増（約 90 台）を行い、空き待ち者に対し、契約手続きを実施。

◆その他

⇒玉川上水駅、桜街道駅周辺の公共自転車等駐車場については、定員以上の割増分の契約について、H29 年 12 月 27 日から実施。（玉川上水駅周辺約 140 台、桜街道駅周辺約 20 台）玉川上水駅周辺の自転車等駐車場の収容台数の増設については、引き続き、鉄道事業者との協議を行っていく。

上記の周知は、市ホームページ、現地掲示、空き待ちの利用者への電話連絡等でお知らせするとのことです

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前で配布するレポートは毎回、最新号です。

「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」
【プロフィール】



東大和市 市議会議員
和地 ひとみ

1970 年 東京都北区生まれ。父の転勤で 1 歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギっ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を 2 年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。『学校』の外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク（※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換）に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経 WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011 年 4 月、初当選。現在 2 期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

■ 連絡先 和地 ひとみ事務所 HP : <http://www.wachi1103.jp>
✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp 【電話・FAX】 042-516-8546
〒207-0005 東大和市高木 3-274-2-102